

京 都 大 学 生 存 基 盤 科 学 研 究 ユ ニ ッ ト 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 2 ユニットにおける研究は、化学研究所、エネルギー理工学研究所、生存圏研究所、防災研究所及び東南アジア研究所が連携して行う。</p> <p>第 3 ユニットの実施期間は、平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとする。</p> <p>第 4 ユニットに、ユニット長を置く。</p> <p>2 ユニット長は、第 2 に掲げる<u>研究所</u>の専任の教授のうちから、第 5 に定める連携推進委員会の議に基づき、総長が任命する。</p> <p>3 ユニット長の任期は、<u>2 年</u>とし、再任を妨げない。ただし、補欠のユニット長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 ユニット長に事故があるときは、あらかじめユニット長が指名する者が、その職務を代行する。</p> <p>5 ユニット長は、ユニットの所務を掌理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 2 ユニットにおける研究は、<u>地球環境学</u>堂、化学研究所、エネルギー理工学研究所、生存圏研究所、防災研究所、<u>経済研究所</u>及び東南アジア研究所が連携して行う。</p> <p>第 3 ユニットの実施期間は、平成 2 3 年 3 月 3 1 日までとする。</p> <p>第 4 ユニットに、ユニット長を置く。</p> <p>2 ユニット長は、第 2 に掲げる<u>部局</u>の専任の教授のうちから、第 5 に定める連携推進委員会の議に基づき、総長が任命する。</p> <p>3 ユニット長の任期は、<u>1 年</u>とし、再任を妨げない。ただし、補欠のユニット長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>5 }</p> <p>附 則 この要項は、平成 2 2 年 4 月 1 日から実施する。</p>